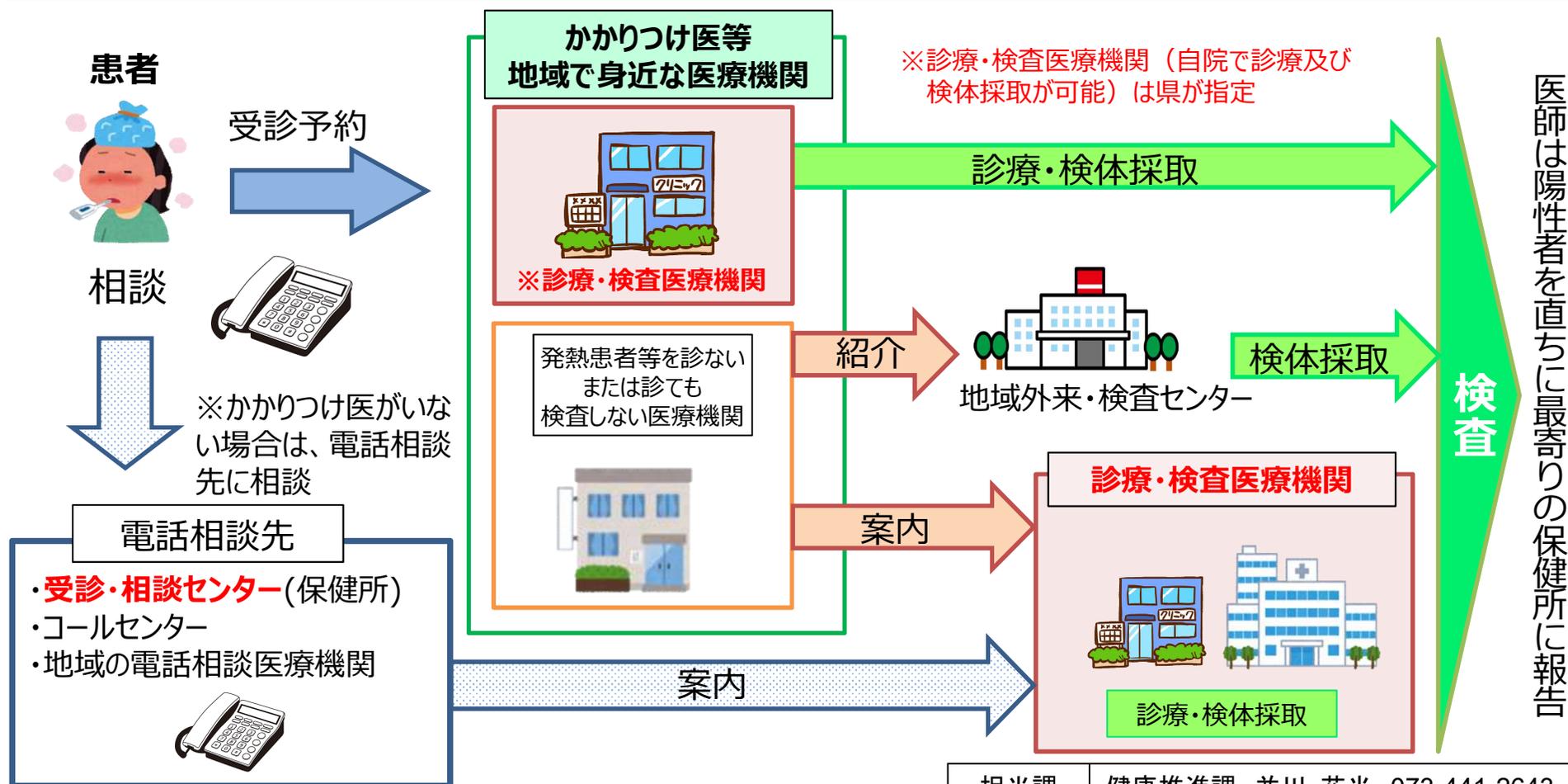


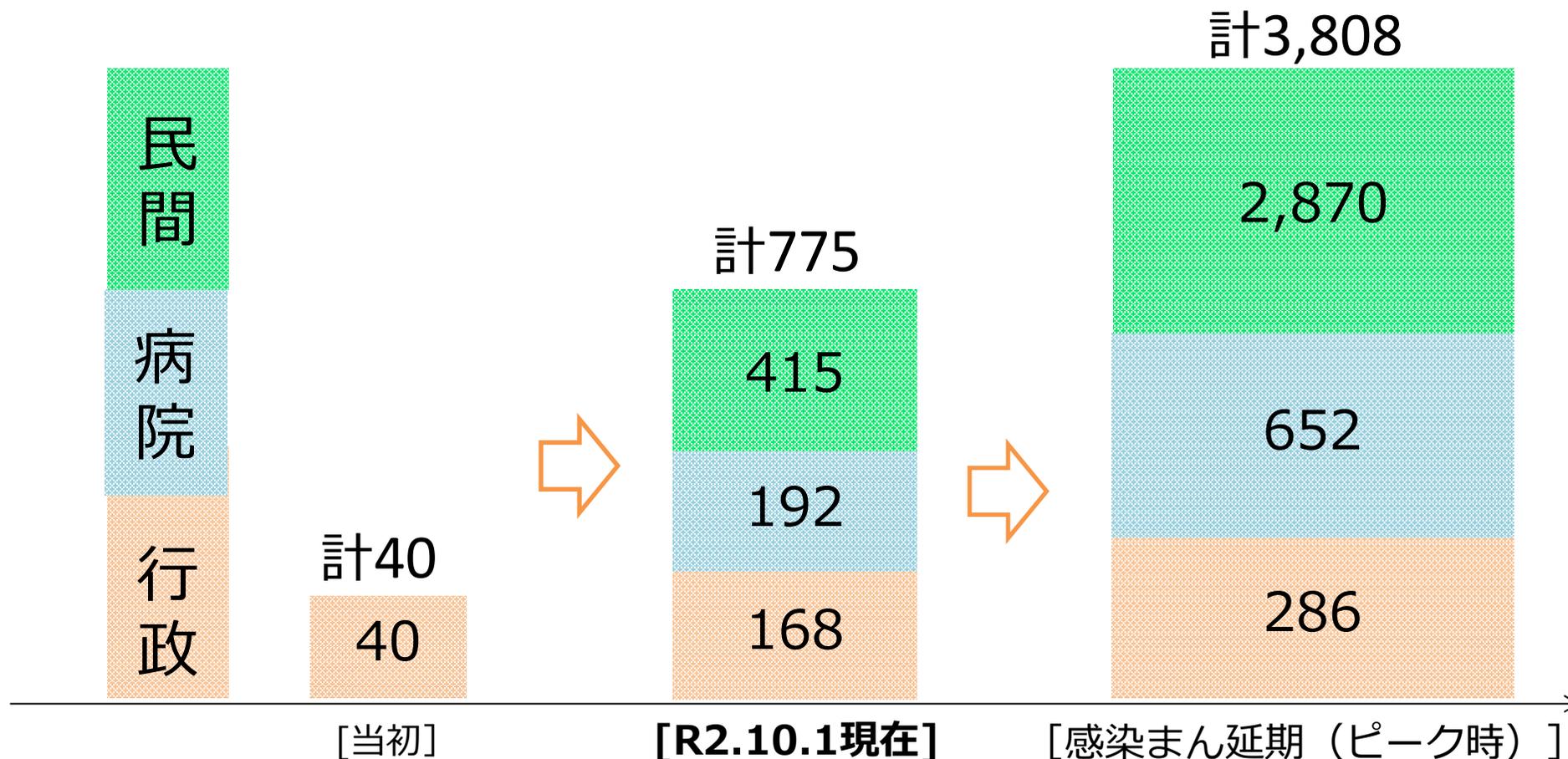
相談・診療・検査体制の見直しについて：11月1日～

- インフルエンザの流行期の到来を見据え、発熱等の患者の増加が見込まれるため、相談、診療、検査体制を見直すもの
- 今後、多数の発熱等の患者を地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を整備する。
- 発熱等の患者は、まずかかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話で相談する。かかりつけ医がなく、どこを受診したらいいかわからない場合は、受診・相談センター（保健所）等に相談する。 ※帰国者・接触者相談センターは廃止する
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関では、自院で診療及び検体採取が出来る場合は受診予約を受け付ける。
- 自院で検体採取が出来ない場合は、診療後に検体採取が可能な「地域外来・検査センター」を紹介または「診療・検査医療機関」を案内する。



PCR等検査体制（一日の通常検体可能数）

- インフルエンザの流行期の到来を見据え、発熱等の患者の増加が見込まれるが、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症とは臨床的に鑑別が困難なことから、コロナの診断に必要なPCR検査等の実施体制を強化する必要がある。
- このため、県・市の地方衛生研究所での行政検査および病院での院内検査、さらには民間検査機関での検査と自院で実施する抗原検査などPCR等の検査体制を充実する。



注) 上記は、行政(地方衛生研究所)+病院+民間検査機関および自院での検査数を調査に基づき推計

注) 検査方法はPCR検査を基本とするが、民間(自院含む)では抗原定量検査、抗原定性検査も含む。

注) 検体採取部位は鼻咽頭ぬぐい液だけでなく唾液でも可能